

# 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」案、最終調整

—ASBJ、ディスクロージャー専門委

去る7月30日、企業会計基準委員会第26回ディスクロージャー専門委員会を開催した。主に、見積りの不確実性の発生要因に関する注記情報の充実について、審議が進められた。

## 基本的な考え方の再検討

5月24日に行われた第24回(2019年6月20日号(No.1548)情報フラッシュ参照)の議論と、6月13日に行われた第410回企業会計基準委員会の議論であがった意見をもとに、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」についての基本的な考え方が再検討された。

【第410回企業会計基準委員会であがった意見】

- ・IFRSは日本基準と比べて開示量が多く、やや過多であると感じているため、開発中の会計基準において、IAS1号から変更を加える場合であっても開示量に関してはIAS1号を上限として開発する方向性としてはどうか。

・開示目的では、財務諸表に影響を及ぼす対象期間を翌年度以降としているが、見積りは企業により毎期定期的に見直しが行われているため、IAS1号と同じく翌年度中を対象とすることでよいのではないか。

【第24回ディスクロージャー専門委員会であがった意見】

- ・注記項目であったとしても、最終的には財務諸表本表に影響することも考えられるため、開示対象に含めるべき。
- ・注記として開示する金額が会計上の見積りによるものは、多くの場合は開示対象とはならない旨を会計基準内で明確にすべき。

事務局から提案された、前記の意見への対応案は次のとおり。

- (1) 開示目的  
当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、将来の財務諸表に重

要な影響を及ぼす可能性が高い項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を示すことを目的とすることが考えられる。また、企業が影響を検討すべき将来の期間は「翌年度」とすることが考えられる。

## (2) 開示する項目の識別

開示する項目を「財務諸表に計上していない偶発事象」とする場合、偶発資産も含まれることとなるが、財務諸表利用者のニーズは主として偶発債務にあると考えられる。よって、結論の背景に記載する際は、会計上の見積りの結果、当年度の財務諸表に計上しないこととした負債とすることが考えられる。

## (3) 注記事項

開発中の会計基準において、識別した項目のそれぞれについて、会計上の見積りの内容を表す項目名とともに次の事項を注記する旨を記述する。

- ① 当期の財務諸表に計上した金額
- ② 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

## 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の文案

前記の提案を反映した文案が事務局より再提案された。専門委員から特段強い反対意見等はあがらなかった。

## 会計

# 金融商品会計基準の改正、貸出金の減損について先行検討へ—ASBJ

去る7月29日、企業会計基準委員会は第413回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

## 金融商品会計基準の改正

- (1) 金融商品の認識の中止  
事務局から、金融商品の認識の中止についてはプロジェクトにおいて検討する範囲に含めないとする案が示された。
- (2) 金融商品の分類および測定  
金融商品の分類および測定

進め方について、次のように事務局案が示された。

- ① まず減損の中心的な課題である金融機関における貸出金に関する減損の検討を行う。
- ② その後、分類および測定に関する会計基準の開発に着手するか否かを決定する。

委員からは賛成意見が多く聞かれた。

## (3) 金融資産の減損

金融資産の減損についても、事務局から、前記「金融商品の分類および測定」と同様の進め方で行い、仮に開発に着手する場合に特に検討すべき事項として、次のものが示された。

- ① IFRS9号の相対的アプローチを採用したモデル(以下、「EC1モデル」という)と米国会計基準におけるモデルの比較
- ② 債務者単位の管理手法と適合させるための手法
- ③ 将来予測的な情報の利用
- ④ 中小規模の金融機関への対応
- ⑤ 仮にEC1モデルを採用する場合、どの程度整合性を図るか

(図表) 検討項目一覧

| No.                  | 検討項目及び論点                                |
|----------------------|---|
| 【検討項目1】表示            |   |
| 1-1-1                | 収益の表示科目                                 |
| 1-1-2                | 顧客との契約から認識した収益の開示(113(a))               |
| 1-2                  | 収益と金融要素の影響                              |
| 1-3-1                | 契約資産と顧客との契約から生じた債権の区分表示                 |
| 1-3-2                | 顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失(113(b)) |
| 1-3-3                | 契約資産と契約負債の純額処理                          |
| 【検討項目2】注記事項(総論)      |   |
| 2-1                  | 全体の方向性                                  |
| 2-2                  | 重要性の指針の方向性及び構成                          |
| 【検討項目3】注記事項(個別案件)    |   |
| 3-1                  | 分解情報、基礎となる情報                            |
| 3-2                  | 契約残高(契約資産及び契約負債の残高等)                    |
| 3-3                  | 残存履行義務の開示                               |
| 特定案件                 |   |
| 3-4                  | 重要な会計方針の注記との関係の整理                       |
| 3-4-1                | 代替的な取扱いの注記                              |
| 3-4-2                | 契約コストの定め                                |
| 3-4-3                | 実務上の便法を取扱い                              |
| 3-5                  | 工事契約等に関する注記事項                           |
| 3-6                  | 注記の形式(注記の記載方法、他の基準に従って情報を提供している場合の取扱い)  |
| 個別財務諸表及び四半期財務諸表の取扱い他 |   |
| 3-10                 | 対象となる企業の範囲                              |
| 3-11                 | 個別財務諸表の取扱い                              |

|              |             |
|--------------|-------------|
| 3-12         | 四半期財務諸表の取扱い |
| 【検討項目4】設例    |             |
| 4-1          | 表示の設例       |
| 4-2          | 開示の設例       |
| 【検討項目5】経過措置  |             |
| 5-1          | 経過措置、適用日    |
| 5-2          | コメント募集期間    |
| 【検討項目6】別途の対応 |             |
| 6-1          | 該当ある場合      |
| 【検討項目7】その他   |             |
| 7-1          | 公表にあたって     |

※   は今回審議した項目、  は審議の方向性について確認した項目

- ① 注記事項の検討—重要な会計方針の注記との関係の整理
- ② 表示の検討—顧客との契約から生じた収益の表示科目
- ③ 注記事項の検討—契約残高(契約資産および契約負債の残高等)に係る開示
- ④ 表示の検討—顧客との契約から生じた債権または契約資産に係る減損損失
- ⑤ 表示の検討—収益と金融要素の影響(受取利息または支払利息)の区分表示
- ⑥ 収益認識会計基準等に係る注記に関する設例

委員からは、事務局案に賛成の意見が聞かれた。

**表示**  
収益認識会計基準の開示

第98回収益認識専門委員会  
(2019年8月10日号)(No.

⑥ 連結財務諸表と個別財務諸表の取扱い

1553)情報ダイジェスト参照)に引き続き、収益認識基準の開示・表示に関する次の事項について審議された(全体の検討項目は図表参照)。

会計・監査  
力ナメの要

借方・貸方思考

公認会計士  
手塚 仙夫

私は、18歳の時に本格的に簿記の勉強を始め、半世紀強人生の相棒として付き合ってきた。簿記の何に興味があるかといえば、借方・貸方思考である。現在簿記というと複式簿記を指す。これに対して単式簿記があるが、ここでは単式簿記にはこれ以上は触れない。

複式簿記は、「世紀の大発明」と個人的には評価している。簿記は、金銭の動きを資産、負債、資本、収益、費用の5つの要素の増減として記録するものであるが、現在においても金銭の動きのすべてをこの5つの要素のなかで収めてしまうという優れたものである。ここでの記録のポイントには、借方と貸方を同時に認識し記録することである。ある金銭やその他の積極・消極財産の動きは借方と貸方に同時に、同じ金額(複数の項目に分かれることはあっても合計で一致する)で記録されるため、記録の正確性が自動的に確保できるといえる。すばらしい機能を持っている。

まず、簿記発祥の元である会計の世界で考えてみる。借方・貸方思考のキーワードは、「相手勘定は何」である。たとえば、現金の入金が100あったとする。現金は資産なので資産の増加として借方に100を記録するが、ここで考えなければならないことは、「相手勘定は何」である。すなわち、100の入金は、売上代金の回収なのか、借入金によってもたらされたものなのか、増資によるものなのか、あるいは贈与によるものなのか等を考えて、貸方に記録する項目を決める。

また、18歳の時に本格的に簿記の勉強を始め、半世紀強人生の相棒として付き合ってきた。簿記の何に興味があるかといえば、借方・貸方思考である。現在簿記というと複式簿記を指す。これに対して単式簿記があるが、ここでは単式簿記にはこれ以上は触れない。

また、18歳の時に本格的に簿記の勉強を始め、半世紀強人生の相棒として付き合ってきた。簿記の何に興味があるかといえば、借方・貸方思考である。現在簿記というと複式簿記を指す。これに対して単式簿記があるが、ここでは単式簿記にはこれ以上は触れない。

次に会計以外の世界で考えてみたい。たとえば、知人からある情報の提供を受けたとする。この情報は、内容のいかんを問わず私にとっては資産となる。この時に考えることは、「相手勘定は何」である。

また、18歳の時に本格的に簿記の勉強を始め、半世紀強人生の相棒として付き合ってきた。簿記の何に興味があるかといえば、借方・貸方思考である。現在簿記というと複式簿記を指す。これに対して単式簿記があるが、ここでは単式簿記にはこれ以上は触れない。

また、18歳の時に本格的に簿記の勉強を始め、半世紀強人生の相棒として付き合ってきた。簿記の何に興味があるかといえば、借方・貸方思考である。現在簿記というと複式簿記を指す。これに対して単式簿記があるが、ここでは単式簿記にはこれ以上は触れない。

また、18歳の時に本格的に簿記の勉強を始め、半世紀強人生の相棒として付き合ってきた。簿記の何に興味があるかといえば、借方・貸方思考である。現在簿記というと複式簿記を指す。これに対して単式簿記があるが、ここでは単式簿記にはこれ以上は触れない。

また、18歳の時に本格的に簿記の勉強を始め、半世紀強人生の相棒として付き合ってきた。簿記の何に興味があるかといえば、借方・貸方思考である。現在簿記というと複式簿記を指す。これに対して単式簿記があるが、ここでは単式簿記にはこれ以上は触れない。

また、18歳の時に本格的に簿記の勉強を始め、半世紀強人生の相棒として付き合ってきた。簿記の何に興味があるかといえば、借方・貸方思考である。現在簿記というと複式簿記を指す。これに対して単式簿記があるが、ここでは単式簿記にはこれ以上は触れない。

また、18歳の時に本格的に簿記の勉強を始め、半世紀強人生の相棒として付き合ってきた。簿記の何に興味があるかといえば、借方・貸方思考である。現在簿記というと複式簿記を指す。これに対して単式簿記があるが、ここでは単式簿記にはこれ以上は触れない。

また、18歳の時に本格的に簿記の勉強を始め、半世紀強人生の相棒として付き合ってきた。簿記の何に興味があるかといえば、借方・貸方思考である。現在簿記というと複式簿記を指す。これに対して単式簿記があるが、ここでは単式簿記にはこれ以上は触れない。

また、18歳の時に本格的に簿記の勉強を始め、半世紀強人生の相棒として付き合ってきた。簿記の何に興味があるかといえば、借方・貸方思考である。現在簿記というと複式簿記を指す。これに対して単式簿記があるが、ここでは単式簿記にはこれ以上は触れない。

また、18歳の時に本格的に簿記の勉強を始め、半世紀強人生の相棒として付き合ってきた。簿記の何に興味があるかといえば、借方・貸方思考である。現在簿記というと複式簿記を指す。これに対して単式簿記があるが、ここでは単式簿記にはこれ以上は触れない。

④については、事務局から「企業の実態に並び、売上高、売上収益、営業収益等の適切な名称を付すこと」とする案が示され、

## 国際会計

# 「会計方針の開示」公開草案、公表

## IASB

去る8月1日、IASBは、IAS1号「財務諸表の表示」およびIFRS実務記述書2号「重要性の判断の行使」を修正する公開草案「会計方針の開示」(以下、「公開草案」という)を公表した。

## 公開草案の内容

今回の公開草案による提案は、財務諸表の利用者にとって有用な会計方針が開示されるようになることを目的としている。

IAS1号は、重要な(significant) 会計方針を開示することを求めている。IASBはこの「重要な(significant)」という用語の代わりに、開示すべき情報の価値を明確にするため、「重要性のある(material)」という用語を用いて会計方針を開示することを提案している。

公開草案では、財務諸表に含まれる他の情報とあわせて検討

委員からは、「統一する必要はない」、「もし変更を検討するにしても適用後レビューをした後でいい」などの意見が聞かれた。

された際に財務諸表の利用者の意思決定に影響を及ぼすような場合には、その会計方針に関する情報は「重要性のある(material)」であるとしている。

さらに公開草案では、何をもつてある会計方針が重要と捉えるかを理解するためにIAS1号にガイダンスを追加し、会計方針の開示に関して意思決定

## 国際会計

# 持分証券等とヘッジの相互関連の明確化に関するED、公表—IASB

去る7月30日、IASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「投資—持分証券(トピック321)、投資—持分法とジョイント・ベンチャー(トピック

323)とデリバティブとヘッジ(トピック815) — トピック321、トピック323とトピック815の相互

する際の重要性の概念の適用の助けになるように、IFRS実務記述書2号にさらなる説明と設例を追加してアップデートすることが提案されている。公開草案における提案は、次のようにして企業を支援することを意図している。

・財務諸表の主な利用者に重要性のある情報を提供するための会計方針を識別して開示する。  
・重要でない会計方針を識別して財務諸表から消去する。

## コメント期限

公開草案に対するコメントは、2019年11月29日まで受け付けている。

後の取得原価(容易に決定できる公正価値がない持分証券の場合)(代替法)のいずれかで測定される。

代替法を採用した企業は、企業が同じ発行者の同じ(または類似の)投資の通常の取引での観察可能価格の変動を識別した場合には、観察可能な取引が発生した日の公正価値で持分証券を測定しなければならない。

公開草案では、企業の代替法の採用にあたり、持分法を適用する(または持分法の適用を中止する)結果となる観察可能な取引を検討すべきで、保有している投資を持分法を適用(または適用の中止)する直前の公正価値で再評価することを明確にした。

## 特定証券の先渡契約と買建オプションの考慮の範囲

特定の契約や負債証券・持分証券は、4つの特徴のすべてを

満たした場合にのみ、ヘッジ会計の適用対象になる。その特徴の1つに、「債券(トピック320)」または「持分証券(トピック321)」で会計処理されることがある。

公開草案は、企業は、「この特徴の検討にあたり、個々のまたは既存の投資と一緒の)先渡契約(forward contract)の決済または買建オプションの行使について、対象となる証券が持分法で会計処理されるかどうかを考慮すべきではないこと」と「先渡契約と買建オプションの会計処理を決定するために、残り3つの特徴を評価すること」を明確にした。

## コメント期限

コメント期限は2019年8月29日である。

適用日や早期適用の可否は未定である。

## 国際会計

# 転換証券とデリバティブに関するED、公表—IASB

去る7月31日、IASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「債務—転換とその他のオプションを含む債務(サ

ブ・トピック470—20)とデリバティブとヘッジ—企業自身の持分の契約(サブ・トピック815) — 転換証券と企業自身の持

分の契約の会計処理（以下、「公開草案」という）を公表した。

この公開草案での改訂は、転換証券と企業自身の持分の契約のデリバティブの範囲除外のガイダンスの複雑性に対応するものである。

**公開草案の内容**

公開草案の内容は次の3つに区分される。

(1) 転換証券

現行では、転換証券について5つの会計モデルがある。単一の転換債券として認識される伝統的な転換社債を除いて、他の4つのモデルでは、異なった分離アプローチにより組み込まれた転換条項は主契約から分離され、資本または負債として分類される。

公開草案では、サブ・トピックス470-20での分離モデルを削除しており（組込デリバティブ（サブトピック815-15）での分離は現行のまま）、転換条項を有する転換証券はデリバティブとして会計処理することを要求されず、組み込まれている転換条項は主契約から分離されない。結果として、転換債券は単独の負債として会計処理され、償却原価で測定される。また、関連する開示も改訂されている。

(2) 企業自身の持分の契約のデリバティブの範囲除外

現行では、企業は、契約がデリバティブ会計の適用除外にすることに適格であるかどうかを参照規準（indexation criterion）と決済規準の2つの規準により決定することが要求される。

公開草案では、参照規準に可能性の閾値（likelihood threshold）を追加し、決済規準のいくつかの検討項目を削除した。

また、デリバティブ会計の適用除外の再評価の頻度を各決算日から再評価の事象の発生時のみに変更した。また、関連する開示も改訂されている。

(3) 1株当たり利益（EPS）

1株当たり利益に関する改訂の内容は次のとおり。

・転換証券の希薄化後EPSの計算では、現行で認めている金庫株方式の使用を認めず転換仮定法のみを使用する。

・証券が現金または株式で決済される場合の希薄化後EPSの計算では、株式決済を前提とすることを要求する（現行では、現金決済の実績または方針がある場合に、企業が株式決済に反論することを認めている）。

**コメント期限**

コメント期限は2019年10月14日である。適用日は未定である。

**監査**

**監査事務所検査結果事例集・モニタリングレポートの改訂版、公表**

—CPA AOB

去る7月30日、公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」という）は、「監査事務所検査結果事例集（令和元年版モニタリングレポート）」を公表した。

まとめ、市場関係者をはじめとする幅広い層への情報提供を目的に、毎年改訂・公表している。「監査事務所検査結果事例集」のポイント

**「監査事務所検査結果事例集」のポイント**

(1) 「I. 業務管理態勢編（根本原因の究明）」および「II. 品質管理態勢編」

大手監査法人、準大手監査法人および中小規模監査事務所の規模別に、「監査法人のガバナンス・コード」等を踏まえた業務管理態勢や、監査契約の新規の締結等の品質管理態勢の問題点に係る事例を掲載した。

(2) 「III. 個別監査業務編」  
上場会社による不正会計や海外グループ会社での会計問題の発生が引き続き注目されている状況に鑑み、「グループ監査」および「財務諸表監査における不正」に係る指摘事項や留意点などの記載を充実させている。

**「モニタリングレポート」のポイント**

(1) 「I. 監査業界の概観」  
公認会計士、監査事務所、被監査会社の状況など監査業界の全体像を俯瞰している。

(2) 「II. 審査会によるモニタリング」  
直近3事務年度の検査における総合評価（検査先の業務運営

の状況に応じた5段階評価）の分布状況を、大手監査法人・準大手監査法人と中小規模監査事務所とに分けて掲載している。

(3) 「III. 監査事務所の運営状況」

「監査法人のガバナンス・コード」に係る近時の取組状況などを記載している。

(4) 「IV. 監査をめぐる環境変化への対応」

「ITを活用した監査手法とサイバーセキュリティに関する取組状況」および「企業の海外展開への対応」を詳述するとともに、「会計監査に係る最近の動向」について説明している。

\*

審査会としては、本事例集やモニタリングレポートの内容を参考にし、適正な会計監査が確保されるよう被監査会社等と会計監査人とのコミュニケーションが一層積極的に行われることを期待している。

本事例集およびモニタリングレポートの全文は、審査会ウェブサイトで参照することができる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

| 日付         | 法規等   | 出所      | 備考   | 掲載号 |
|------------|---|---------|--|-----|
| 2019年7月30日 | 「新オレンジ本」から読み解く 監査役スタッフ業務の再整理(後編)            | 日本監査役協会 | 昨年7月31日に公表された前編に続くもの。期末業務・監査役会の運営に関する事項について記載されている。<br><a href="http://www.kansa.or.jp/news/briefing/post-471.html">http://www.kansa.or.jp/news/briefing/post-471.html</a>   | —   |
| 2019年8月2日  | 保証業務実務指針3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」等の改正 | JICPA   | 国際会計士倫理基準審議会において、会計士が違法行為を発見した場合の対応に係る規定が策定されたことを機に改訂されたISA250、ISAE3000を受けて改正されたもの。あわせて保証業務実務指針3402「受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」および同Q&A等も改正されている。<br><a href="https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190802dai.html">https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190802dai.html</a> | —   |

金融

## 追加利下げの芽を残す米FRB

米連邦準備理事会（FRB）は7月31日、政策金利となるFRレートを0.25%引き下げ、新たに2.00%→2.25%をターゲットレンジにすることを発表した。また、これまで実施してきた量的緩和措置の結果積み上がった資産の縮小も、当初の予定より2カ月前倒して終了することを決めた。

利下げ実施はリーマンショック時の2008年12月以来で、10年7カ月振りとなる。利下げ理由は、今年になって世界的に景気減速がみられたことや貿易摩擦の激化、物価上昇に勢いがなくなってきた点などを挙げている。また、6月に発表されたFOMCメンバーによる政策金利の見直しでは、17人中9人が2019年末までの政策金利について現状と同水準、もしくはそれより高い水準を答えていたが、今回のFOMCの決定では2人の地区連銀総裁が反対したもの、他のメンバーは利下げ賛成に回っていた。パウエル議長は会見で、「今回が一連の利下げサイクルの始まりではない」と述べていたが、この点は現状維持派を取り込むために外せない部分だったと考えられる。

証券

## 利下げ時代の始まり、円高回避が課題

7月末に、日米の中央銀行は揃って金融政策決定の重要会議を開いた。日銀は現状の緩和政策を継続する、ただし異常が発生した場合、躊躇なく緩和を強化する、と決定した。異常とは米利下げ実施に伴って、急激な円高が到来するといったことである。

一方、FRBは10年半ぶりに政策金利を0.25%引き下げた。資産縮小終了も前倒し、量的緩和へ方向転換する意向を明らかにした。しかしパウエル議長はこの利下げは緩和サイクルの始まりではない、と述べた。ウォール街はこの発言から議長が追加利下げに慎重だと読んだ。利下げ発表の日、NYダウ平均は333ドル下げた。そして、為替は目立ってドル高・円安に振れた。

で株価はマイナス方向に動いた。ところが、主要国市場で日本の株価だけが小幅であるが上昇した。これまで、こうしたケースはアメリカ株の下落がドル高・円安を伴ったことを原因として、極めてまれではあるが、みられた。他の国の市場は、株価が為替相場の変動で揺さぶられることはあまりないが、日本はそれが体質になっている。

日銀もこのような円安は想定外であったろう。世界の金融市場はアメリカを先頭に利下げの流れになってきたが、超低金利に張り付いたままの日銀にとっては、利下げだといわれても打つ手がない。今回は幸いにも米利下げと同時に円安が実現したが、今後もこのような保証はない。ファンダメンタルズでは企業収益の落ち込みが目立ってきており、これから消費税率引上げによる消費冷え込みが懸念される。株価の先行きにとって円高回避が重要な課題であり、そのために知恵を絞ることが大切だ。